

事務連絡  
令和8年2月6日

県内各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部保健政策課長

### 医療機関における医療安全管理体制の確保について

平素より、本県の保健医療行政の施策の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、一部医療機関において、医師による診察を行わない医薬品処方（無診察処方）や医師の指示・管理が及ばない状況下での無資格者調剤等の事例が複数報告されています。

これらの行為は、医師法第20条及び薬剤師法第19条の違反であるとともに医療法上の医療機関の安全管理体制の重大な不備に該当します。

検査の結果、法令違反の事実が確認された場合は、行政指導にとどまらず、司法当局への通報や刑事告発を視野に入れた厳正な対処を講じる方針ですので、医療機関の管理者におかれましては、自施設の状況の厳粛なる確認と適正な医療体制の確保をお願いいたします。

なお、下記関係機関に対して通知済であることを申し添えます。

### 記

(通知先)

各保健所

一般社団法人茨城県医師会

一般社団法人茨城県病院協会

公益社団法人茨城県歯科医師会

#### 【問い合わせ先】

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県保健医療部保健政策課

医療指導担当 西連寺

TEL 029-301-3129

FAX 029-301-3139

E-mail m.sairenji@pref.ibaraki.lg.jp